

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律 政令・規則・ガイドライン等の整備に関する今後の進め方（案）について

令和 8 年 9 月 9 日
個人情報保護委員会事務局

- 関係する政令・規則・ガイドライン等の整備に向けて、個人や事業者等多様な主体から広く丁寧にご意見を伺いながら、検討を進める。具体的には、本年 9 月以降、本資料で示した全体像を踏まえ、以下の流れで、政令・規則等の具体的な内容の議論を進めていくこととしたい。
- 委員会において、改正法の分類やテーマごとに、改正法の規定の制度趣旨や国会審議の内容を踏まえた上で、政令・規則等で定める内容について基本的な考え方を提示し、議論。
 - ✓ 改正法の4つの分類（適正なデータ利活用の推進、リスクに適切に対応した規律、不適正利用等防止、規律遵守の実効性確保のための規律）やテーマに応じて、論点を何回かに分けて議論することを想定。
- 委員会における基本的な考え方に関する議論等を踏まえた上で、多様な個人の立場からご意見を伺う団体や事業者の立場からご意見を伺う団体との意見交換を幅広く実施。
 - ✓ 事務局において、個別又は一定のまとまりのあるグループごとに実施することを想定。
 - ✓ 上記の委員会の会合の開催に応じて実施することを想定。
- 改正法の分類やテーマに応じた基本的な考え方を踏まえた上で、事務局において多様な個人の立場からご意見を伺う団体や事業者の立場からご意見を伺う団体らのヒアリングを実施。
- 委員会において、上記意見交換や事務局ヒアリングの内容等も踏まえ、政令・規則等で定める具体的内容について提示し、議論（基本的な考え方を提示する会合時と同様に、各論点を数回程度に分けて議論することを想定。）
- 上記の委員会のそれぞれの会合の開催に応じて、（基本的な考え方を提示する会合時と同様に）意見交換を実施。
- 委員会において、上記のプロセスを通じて幅広く伺ったご意見等も考慮しつつ、政令・規則の条文案を提示し、議論。委員会として、その後、意見公募手続（パブリックコメント）を開始。

意見交換会・事務局ヒアリングの概要（案）

（マルチステークホルダー連携プロセス）

意見交換会の概要

委員会における基本的な考え方に関する議論等を踏まえて、多様な個人の立場から御意見を伺う団体や事業者の立場から御意見を伺う団体との意見交換を幅広く実施。
⇒事務局において、事務局ヒアリングに先立ち、テーマ・立場ごとに実施。

多様な個人の立場から御意見を伺う団体

一般社団法人ECネットワーク、一般社団法人Consumer Rights Japan、
一般社団法人全国消費者団体連絡会、一般社団法人日本若者協議会、
一般社団法人Privacy by Design Lab、一般社団法人MyDataJapan、
公益社団法人全国消費生活相談員協会、サステナビリティ消費者会議、主婦連合会

※ 事業者の立場から御意見を伺う団体からもオブザーバーとして参加可

事業者の立場から御意見を伺う団体

一般社団法人新経済連盟、一般社団法人データ社会推進協議会、
一般社団法人電子情報技術産業協会、一般社団法人日本IT団体連盟、
一般社団法人日本経済団体連合会、在日米国商工会議所、
Business Software Alliance、プライバシーテック協会

※ 多様な個人の立場から御意見を伺う団体からもオブザーバーとして参加可

事務局ヒアリングの概要

政令・規則・ガイドライン等の整備に当たって参考にするため、
上記の団体からのヒアリングを実施。

⇒事務局において、双方の立場が混在する形で実施。
議事概要を委員会に報告するとともに公表する予定。

当面のスケジュールのイメージ（案）

